

「十日町市いじめ防止基本方針」新旧対照表（変更部分の抜粋）

（下線部分が改定箇所）

改訂後	改訂前
<p>目次 第1章 いじめ防止等の対策の基本的な方向 3 <u>定義</u></p>	<p>目次 第1章 いじめ防止等の対策の基本的な方向 3 いじめの定義</p>
<p>はじめに</p> <p>今後も、関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づいて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、<u>「十日町市いじめ防止基本方針（平成27年4月）」を策定した。</u></p> <p><u>この度、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行されたことを受け、本市におけるいじめの防止等の対策をさらに進めるために、基本方針を改定することとした。</u></p> <p>「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うために、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様と強い連携の下で「いじめを絶対にしない」「いじめを決して許さない」「いじめを決して見逃さない」という意識を共有し、いじめ防止等に全力で取り組んでいく。</p>	<p>はじめに</p> <p>今後も、関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づいて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、この度「十日町市いじめ防止基本方針」を策定した。</p> <p>「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うために、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様と強い連携の下で「いじめを絶対にしない」「いじめを決して許さない」「いじめを決して見逃さない」という意識を共有し、いじめ防止等に全力で取り組んでいく。</p>

第1章 いじめ防止等の対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめを防止するには、児童生徒を取り巻くすべての大人がいじめ問題に関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒も自らも安心して豊かな社会や集団を築いていく推進者であることを自覚しいじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。いじめは、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、新潟県が進める県民ぐるみのいじめ防止等の取組を中核に、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、家庭、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に取り組んでいく。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

第1章 いじめ防止等の対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめを防止するには、児童生徒を取り巻くすべての大人がいじめ問題に関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒も自らも安心して豊かな社会や集団を築いていく推進者であることを自覚しいじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。いじめは、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、新潟県が進める県民ぐるみのいじめ防止等の取組を中核に、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、家庭、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に取り組んでいく。

<p>3 定義</p> <p>(1) <u>いじめの定義</u></p> <p>※ いじめの定義に変更なし</p> <p>(2) <u>いじめ類似行為の定義</u></p> <p>「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※1とされている。</p> <p>※1 具体的ないじめ類似行為の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など 	<p>3 いじめの定義</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 いじめ防止等に向けた方針</p> <p>(3) <u>いじめへの対処</u></p> <p><u>学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合は、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒やいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切な指導をする等、迅速な対応を行う。また、個々の教員や学校による対応に任せることなく、組織的な取組により解決を図る。</u></p>	<p>4 いじめ防止等に向けた方針</p> <p>(3) <u>いじめへの対処</u></p> <p>いじめが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切な指導をする等、迅速な対応を行う。また、個々の教員や学校による対応に任せることなく、組織的な取組により解決を図る。</p>